

## ○愛知大学における研究上の不正行為防止のための基本方針

2015年3月  
学長裁定

愛知大学（以下「本学」という。）は、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」という建学の精神に則り、学術の発展に貢献する研究を遂行しており、本学の運営に携わる教職員は、高い倫理感・使命感と品格が求められます。

昨今、研究者は以前にも増して厳しい競争の中に置かれており、データの捏造・改ざん・盗用といった研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用等が大きな社会問題となっています。

本学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成26年2月18日改正）を踏まえ、研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為を防止する取り組みを行っております。社会に対する大学の責務及び利害関係者への説明責任を果たすためにも、本学における研究遂行のために以下の基本方針を策定し、遵守、推進します。

そして、別に定める「愛知大学における公的研究費に関する不正防止計画」に基づき、公的研究費を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、もって教育研究活動のいっそうの充実、発展に努めてまいります。

### 1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）及びそれを支援する事務職員等は、国及び研究費の配分機関等が定める法令、指針、ガイドライン等を遵守します。また、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って研究費の執行及び研究活動の適切な遂行等に関する規程、運用ルール等を随時見直し、学内に周知徹底するとともに、概要を学外に公表します。

### 2. 研究倫理に関する意識の徹底

研究者及び事務職員等に対し、研究倫理意識の啓発及び倫理教育等に関する説明会や研修等を実施します。また、研究費の不正使用等の防止を図るためのマニュアルを作成し、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底します。

### 3. 研究費の適切な使用

研究費の源泉が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体からの補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって公的に賄われていることから、法令及び学内諸規程等を遵守し、効果的かつ効率的な方法で研究費使用に努めます。また、単なる規制強化だけでは実効が上がらないことも認識し、現場の教職員の意見を汲み上げ、研究現場の実情に即した研究費の適切な使用を追求します。

### 4. 事務職員等の役割

事務職員等は、専門的能力の向上に努めるとともに、研究者が適切な方法かつ自由な発想のもとに研究活動を行い、十分な研究成果を達成できるよう支援を行います。また、研究費の適正な使用管理に努め、不正行為に加担しないことはもとより、管理・監査体制上の牽制機能等により不正行為の発生を未然に防止します。

### 5. 適切な監査の実施

不正発生抑止のため、モニタリング方法の検討・構築と、法令及び学内諸規程等に則り、監査を適切に実施します。

以上